

## 失業者の退職手当と返納について

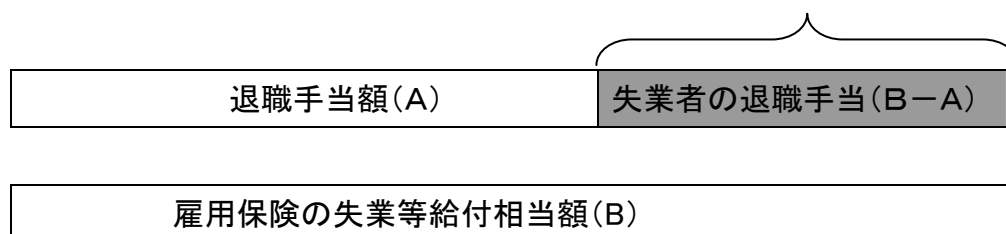
1. 国家公務員を退職した後に失業している者について、退職時に支給された退職手当の額(A)が雇用保険の失業等給付相当額(B)を下回っている場合、その差額分(B-A)を「失業者の退職手当」として公共職業安定所等を通じて支給している。(国家公務員退職手当法第10条)

※ 失業者の退職手当の受給対象となるのは、退職時に支給される退職手当が相当に低い者であり、主として、3年以内などの短い勤続期間で退職した者である。

※ 退職者が公共職業安定所等に出頭し、失業の認定を受けた日数分を月単位で支給される。

※ 「失業者の退職手当」の財源は、国費であり、雇用保険料で賅われているものではない。

退職者が失業している場合に支給



(注)公務員の雇用保険の適用除外について

公務員については、雇用保険制度発足当初から、その身分の特殊性等を踏まえ、雇用保険法の適用が除外されているが、適用除外に当たっては、「失業者の退職手当」制度が規定されていること(すなわち、公務員退職者には雇用保険の失業等給付相当額以上の退職手当が支給されること)が前提とされている(雇用保険法第6条)

2. 退職手当の支給後に退職者が在職期間中の行為について禁錮以上の刑に処せられた場合は、退職手当の返納を命ずることができる。(法第12条の3)

ただし、返納命令時に失業状態にあるときは、以下のとおりとなっている。(施行令第13条)

- ① 失業者の退職手当の支給を受けていない場合、退職手当支給総額から失業者の退職手当額に相当する額を控除した額を返納する。

失業者の退職手当相当額	返納分(支給総額-失退手)
(雇用保険の失業等給付相当額と均衡)	

- ② 失業者の退職手当の支給を受けている場合、返納を要しない。